

○琴平町民間住宅耐震対策支援事業補助金交付要綱

平成23年3月31日告示第16号

改正

平成25年3月25日告示第18号

平成28年4月1日告示第34号

平成28年8月1日告示第61号

平成30年7月6日告示第45号

令和2年5月28日告示第72号

令和3年4月1日告示第34号

令和3年4月5日告示第38号

令和4年3月29日告示第33号

琴平町民間住宅耐震対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する住宅の耐震性の向上を図り、町民の安全を確保するため、琴平町内にある住宅の耐震対策をする者に対し、補助金を交付することについて、琴平町補助金等交付規則（平成25年琴平町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「住宅」とは、併用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものをいう。）を含み、一戸建て又は長屋建ての住宅をいう。ただし、枠組壁工法、丸太組工法及び大臣の特別な認定を得た工法等によるものは除く。

2 この要綱において、「耐震対策」とは、住宅の耐震診断及び耐震改修工事、簡易耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事をいう。

3 この要綱において、「耐震診断」とは、次の各号に掲げるいずれかの方法により耐震診断技術者（建築士の資格を有し、別表第1に定める講習を受講した者又は建築士法第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。）が行う住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

(1) 建築基準法施行令第3章第8節に規定する構造計算によるもの。

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）別添第一に示すもの。

(3) 前2号に掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの。

4 この要綱において、「耐震改修工事」とは、次の各号に掲げるいずれかの方法により行う住宅の地震に対する安全性の向上を目的とし、原則として、県内に主たる営業所を有する事業者が施工する補強又は改修の工事をいう。

(1) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの。

(2) 基本方針別添第二に示すもの。

(3) 前2号に掲げるもののほか、これらと同等以上に安全性を向上させると認められるもの。

5 この要綱において「簡易耐震改修工事」とは、次に掲げる方法により耐震診断を行った結果、上部構造評点が0.7未満と判断されたものについて、上部構造評点を0.7以上1.0未満まで耐震性を高める工事をいう。なお、原則として、県内に主たる営業所を有する事業者が施工する補強又は改修の工事に限る。(一財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法—木造住宅の耐震精密診断と補強方法(改定版)—」又は「2012年改定版木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法

6 この要綱において「耐震シェルター等設置工事」とは、耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価され、又は倒壊する危険性があると評価されたものについて、地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置(耐震シェルター及び耐震ベッド)で知事が認めるものを設置する工事をいう。

(補助対象住宅)

第3条 本補助金の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工されていること。

(2) 町内に存する住宅であり、耐震対策を行った後も、主たる居住の場として利用されること。

(3) 補助金の交付申請の時点において、建築基準法第9条の規定に基づく特定行政庁からの措置が命じられていないなど、同法の規定に基づく重大な違反がないこと。

(4) 簡易耐震改修工事については、木造の住宅に限るものとする。

(5) この要綱に基づき耐震診断や耐震改修工事を過去に行っていないこと。

(6) その他、町長が必要であると認めた場合。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たすものでなければならない。

(1) 住宅の所有者又は住宅の所有者から承諾を得た者であること。ただし、町長が認める場合はこの限りでない。

(2) 町税を滞納していないこと。

(補助の対象、補助金の交付額等)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震対策を行う場合の1敷地ごとにそれぞれに要する経費とする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて算定し、予算の範囲内で交付する。

(1) 耐震診断 補助対象経費に10分の9を乗じて得た額と90,000円を比較して、いずれか少ない額

(2) 耐震改修工事 補助対象経費と1,000,000円を比較して、いずれか少ない額

(3) 簡易耐震改修工事 補助対象経費と500,000円を比較して、いずれか少ない額

(4) 耐震シェルター等設置工事 補助対象経費と200,000円を比較して、いずれか少ない額

(5) 前号の補助対象経費には、耐震改修工事に伴う実施設計に要する費用を含むものとする。

3 前項の規定により算出された交付額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、琴平町民間住宅耐震対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下この条において「補助金交付申請書」という。）に別表第2に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 住宅が共有に係るものである場合は、代表者を申請者とすることができる。

3 補助金交付申請書は、町長が別に定める期日までに提出しなければならない。

4 申請者は、補助金の受領を耐震診断や耐震改修工事等を行った事業者（以下「耐震事業者」という。）に委任することができる。この場合において申請者は、補助金交付申請書に必要事項を記載し提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適正であると認められるときは、速やかに補助金の交付を決定し、琴平町民間住宅耐震対策支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、その交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助金の交付の条件)

第8条 申請者は、補助金交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければな

らない。

(1) 補助事業の内容を変更する場合には、琴平町民間住宅耐震対策支援事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りでない。

(2) 補助事業を中止する場合には、あらかじめ琴平町民間住宅耐震対策支援事業補助金交付中止承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
（補助金の変更等の承認）

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し適正であると認められるときは、琴平町民間住宅耐震対策支援事業補助金交付変更承認通知書（様式第5号）又は琴平町民間住宅耐震対策支援事業補助金交付中止承認通知書（様式第6号）により、申請者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第10条 申請の取下げができる期日は、規則第8条の規定に基づき交付決定通知後15日以内とする。

2 前項の申請があった場合は、交付の決定がなかったものとみなす。

（事業が期日までに完了しない場合等の報告）

第11条 申請者は、事業が交付決定に付された期日までに完了しない場合は、町長の指示を受けなければならない。

2 申請者は、事業の遂行が困難になった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 申請者は、事業を完了したときは、当該事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、完了実績報告書（様式第7号）に別表第2に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 町長は、前条の完了実績報告書を受理した場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査に基づき、報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、補助金の額を確定し、琴平町民間住宅耐震対策支援事業補助金確定通知書（様式第8号）を申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知を受けたときは、速やかに請求書（様式第9号）を町長に提出しなけれ

ばならない。

- 3 申請者が、前項の補助金交付の請求をするにあたりその受領を耐震事業者に委任する場合は、請求書に確定通知を受けた補助金の代理受領に係る委任状（様式第10号）を添付しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 町長は、前条第1項の規定による額の確定後、同条第2項の請求があった場合に、補助金を支払うものとする。

（決定の取消し）

第15条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （2） 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- （3） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （4） 補助金の交付決定の前に、事業に着手したとき。ただし、実施設計を事業採択後に着手した場合はこの限りでない。
- （5） この要綱及びこの要綱の規定に基づく町長の指示又は命令に違反したとき。
- （6） 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- （7） 補助事業の遂行ができないとき。

- 2 町長は、前項の規定により取消しをしたときは、速やかにその旨及びその理由を申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（書類の保管）

第17条 申請者は、補助金の交付を受けた補助対象事業等の実施状況等を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を整備し、補助事業を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（立入検査等）

第18条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め、又は当該吏員にその物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日告示第18号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日告示第34号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年8月1日告示第61号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年7月6日告示第45号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年5月28日告示第72号)

1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日告示第34号)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月5日告示第38号)

この要綱は、令和3年4月5日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日告示第33号)

(施行期日)

1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の各要綱に定める様式は、当分の間、使用することができる。

別表第1

- | |
|---|
| <p>(1) 一般財団法人日本建築防災協会が実施する国土交通省登録講習のうち、木造住宅に係る耐震診断資格者又は耐震改修技術者養成のための講習</p> <p>(2) 香川県が実施する木造住宅耐震対策講習</p> <p>(3) その他町長が認める講習</p> |
|---|

別表第2 申請等に必要書類

関係条項	添付書類
<p>第6条 交付申請</p>	<p>(耐震診断)</p> <p>1 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次に掲げるもののうちいずれかの写し</p> <p>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</p> <p>(2) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年が記載されたもの)</p> <p>(4) その他住宅の所有者、建築年を証明することができる書類</p> <p>2 納税証明書</p> <p>3 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書</p> <p>4 診断しようとする住宅が分かる図面又は写真</p> <p>5 耐震診断に係る見積書の写し</p> <p>(耐震改修工事等)</p> <p>※耐震診断の補助を受けた者は、下記1、2、3、4は省略することができる。</p> <p>1 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次に掲げるもののうちいずれかの写し</p> <p>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</p> <p>(2) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年が記載されたもの)</p> <p>(4) その他住宅の所有者、建築年を証明することができる書類</p> <p>2 納税証明書</p> <p>3 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書</p> <p>4 耐震診断報告書(様式第11号)</p> <p>5 既存住宅耐震改修工事に係る設計図書</p> <p>(1) 配置図、各階平面図(耐震改修を行う部分を明示したもの)</p> <p>(2) 補強計画時の構造評価が分かる計算書(耐震診断技術者が行ったもの)</p>

	<p>(3) 基本方針別添第2に示す計算を行ったものは、耐震改修工事に係る構造詳細図</p> <p>(4) その他、耐震改修工事内容が確認できる図書</p> <p>6 耐震改修工事費等に係る見積書の写し</p> <p>7 建築基準法第6条及び第6条の2の規定に基づく建築確認済証の写し (建築確認が必要な場合に限る。)</p>
<p>第12条 完了実績報告</p>	<p>(耐震診断)</p> <p>1 耐震診断報告書(様式第11号)</p> <p>2 配置図、各階平面図</p> <p>3 耐震診断に係る業務委託契約書の写し</p> <p>4 耐震診断に要した費用(代理受領の場合にあつては、補助金の額を控除した費用に限る。)の領収書(代理受領の場合にあつては、耐震診断に要した費用及び補助金の額が確認できるものに限る。)の写し</p> <p>5 調査等の状況写真(2~3枚程度)</p> <p>(耐震改修工事等)</p> <p>1 耐震改修工事結果報告書(耐震診断技術者が行ったもの)(様式第12号)</p> <p>2 耐震改修工事等(耐震シェルター等設置工事を除く。)に係る請負契約書の写し</p> <p>3 耐震改修工事等に要した費用(代理受領の場合にあつては、補助金の額を控除した費用に限る。)の領収書(代理受領の場合にあつては、耐震改修工事等に要した費用及び補助金の額が確認できるものに限る。)の写し (代理受領の場合に、当該控除した費用が0円である場合にあつては、補助事業完了明細書(様式第13号))</p> <p>4 補強又は改修工事の施工写真(改修前後が判明できる写真)及び必要に応じて出荷証明書等工事関係書類</p> <p>5 交付申請時と改修場所や工法が変更した場合は、それらが分かる平面図等</p> <p>6 建築基準法第7条及び第7条の2の規定に基づく検査済証の写し(建築確認を受けた建築物に限る。)</p>